

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「100,000円」を「10,000円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告をした日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。ただし、当該利率が1パーセントを下回る場合については、これを切り捨てるものとする。

- (1) 償還期間 5年以内
- (2) 据置期間 無
- (3) 償還方法 元金均等半年賦償還

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付する期間	分割の回数
10,000円以上20,000円未満	6月以内	2
20,000円以上30,000円未満	1年以内	3以内
30,000円以上40,000円未満	1年6月以内	4以内
40,000円以上50,000円未満	2年以内	5以内
50,000円以上60,000円未満	2年6月以内	6以内
60,000円以上70,000円未満	3年以内	7以内
70,000円以上80,000円未満	3年6月以内	8以内
80,000円以上90,000円未満	4年以内	9以内
90,000円以上100,000円未満	4年6月以内	10以内
100,000円以上	5年以内	11以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。